府令

○内閣府令第四十九号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項及び船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項の規定に基づき、内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十七年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 ［略］ 管区警察学校長 東京都警察情報通信部長 北海道警察情報通信部長 警視庁総務部長 ［略］	内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 ［同上］ 管区警察学校長 警視庁総務部長 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十年十月一日から施行する。

省令

○総務省令第五十七号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日

総務大臣　野田　聖子

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～21　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～21　同上］
法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［23～54　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［2～22　略］ 23　法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［24～62　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～20　略］ 21　法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［22～53　略］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［略］ ［2～21　略］ 22　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	22　［同上］ ［一～六　同上］ 七　生活保護法第七十七条第一項又は第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［23～54　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［2～22　同上］ 23　［同上］ ［一～六　同上］ 七　生活保護法第七十七条第一項又は第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［24～62　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～20　同上］ 21　［同上］ ［一～六　同上］ 七　生活保護法第七十七条第一項又は第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［22～53　同上］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［同上］ ［2～21　同上］ 22　［同上］ ［一～六　同上］